鳳凰湖(湖面)における船舶利用計画

令和2年9月29日

鳳凰湖船舶安全利用協議会

1 背景と目的

(1) 背景

天ヶ瀬ダムは、治水、発電、上水道を目的とした多目的ダムとして、昭和39年、宇治川 (瀬田川下流)に完成しました。また、関西電力(株)の喜撰山ダムは、発電を目的として、昭和45年、天ヶ瀬ダムの貯水池(以下、「鳳凰湖」という)より標高の高い山中に完成しました。関西電力(株)の喜撰山発電所では、夜間の余剰電力等を利用して鳳凰湖の水を喜撰山ダムの貯水池にポンプで揚水し、電力が必要な時などに鳳凰湖に放水して発電しています。このときに発生する水位変動や水流の変化が通航する船舶に影響し、転覆事故等の発生や衝突等によるダム管理施設の損傷が懸念され、加えて当時は湖面における船舶通航の実態が無かったこともあり、昭和45年から鳳凰湖全域に通航制限が設けられました。

しかし近年、余暇の充実や健康増進への国民意識の高まりから、水辺利用に対する社会的要請も変化し、カヌーやラフティング等の新たな河川利用が増加していることを踏まえ、船舶に対する安全が従前と同程度、確保できる地域に限り、船舶の通航制限が緩和されることとなりました。

鳳凰湖は以下のような特徴を有しています。

- ・喜撰山ダムへの揚水や喜撰山ダムからの放水によって水位変動や水流の変化が生じます。
- ・瀬田川洗堰が放流量を変更することによって、水位変動や水流の変化が生じます。
- ・天ヶ瀬ダムが予備放流※等を行うことによって、水位変動や水流の変化が生じます。
- ・鳳凰湖の大部分は急峻な渓谷となっており容易に近づくことができません。湖面に近づくことができる箇所は公園や集落が近接しており、近隣住民の生活が間近で営まれています。 ※予備放流:大雨にそなえて必要なダムの洪水調節容量を確保、維持するため、ダムから水を放流すること。あらかじめ行う放流であることから好天のもとで実施されることがある。

(2)目的

鳳凰湖での通航制限の緩和により、新たに船舶利用が可能となりますが、鳳凰湖は上記(1)のような特徴を有しているため、安全面に十分配慮して利用する必要があります。また公園や集落が近接していることから、近隣住民の生活への支障を生じさせないことはもとより、周辺地域と調和した利用が求められます。さらに今まで人が立ち入らなかった箇所を利用することから、植物や景観などの河川環境への配慮も必要となります。

こうした課題を解決し、適正な利用を進めるため、鳳凰湖において船舶利用を行おうとする関係者等が一同に会し、令和2年9月29日に「鳳凰湖船舶安全利用協議会」(以下「協議会」という。)を設立しました。

協議会は、鳳凰湖における船舶利用を対象に、利用者一人ひとりが守るべきルールやマナーを示すため、この利用計画を策定しました。

2 利用計画の対象

この利用計画の対象は、鳳凰湖内での船舶利用に限ります。

鳳凰湖内での船舶利用については、河川法施行令(昭和 40 年政令第 14 号)第 16 条の 2 第 3 項に基づき、令和 2 年 1 2 月 1 7 日に水域等の指定が改正されており、一般の船舶利用ができる範囲は、鳳凰湖のうち大石川合流点より上流の区間(信楽川を除く)、利用可能時間は、日出から日没までと定められています。

3 船舶利用のための基本方針

(1) 基本方針の前提

船舶利用にあたっては、上記2に示した、利用できる範囲や時間を厳守するとともに、瀬田川洗堰や天ヶ瀬ダム(発電、水道施設を含む)、喜撰山発電所、公園等(以下、「ダム等」という)の操作や運用に支障を来すなど、本来ダム等が持つ機能を低下させないことを前提とします。

- ・ダム等の操作や運用に支障を来さないように利用すること(船舶利用を理由にダム等の操作や運用を制約することは認められません)。
- ・ダム等の操作や運用および気象条件等による、水位変動や水流の変化に留意して利用する こと(水位変動や水流の変化により、船舶利用者に事故等が発生してもダム等の管理者は 責任を負いません)。

(2) 基本方針

協議会は、鳳凰湖での船舶利用にあたって、以下の基本方針により取組を進めます。

① 自己責任、自主的な管理

船舶利用は、自己責任のもと行われるべきものです。それぞれの船舶利用者が、自己責任のもと適切な船舶利用を自主的に行うことができるよう必要な措置を講じていきます。

②安全な利用

船舶利用にあたっては、鳳凰湖の特殊性を理解したうえで、安全に十分配慮して利用する とともに、船舶の混雑による事故等のトラブルを避けるため、利用者が相互に利用の区間や 時間等を調整する必要があります。

このため、鳳凰湖の特殊性や気象条件を考慮した安全利用や利用者間の調整に関する自 主ルールを策定し、これらを積極的に啓発することで、利用者による自主的な管理を促進し、 事故の未然防止や良好な利用の実現を目指します。

また日頃から利用者が鳳凰湖の特殊性についての理解を深めるとともに、万一事故が発生した場合に適切な対応が行われるよう、講習会を開催するなど、安全な利用が促進される

よう取り組みます。

③他の利用者等への配慮

鳳凰湖の湖面に近づくことができる箇所は公園や集落が近接しています。湖面やその周辺は、船舶利用者だけではなく、釣りや公園利用、河原の散策などに利用されており、近くにある立木観音などには多くの人が参拝に訪れています。近隣住民や公園利用者、観光客、釣り人、漁業従事者の方々など、他の利用者も気持ちよく利用できるよう、利用マナーの向上を目指します。

④河川環境と景観の保全

鳳凰湖は動植物の貴重な生息環境になっています。また鳳凰湖周辺は水面や山並みが調和した美しい景観を有しており、滋賀県の自然記念物に指定されている「鹿跳峡の甌穴(米かし岩)」等も存在します。船舶利用にあたっては、河川環境と景観が保全されるよう努めます。

また鳳凰湖の水は、琵琶湖から流れ込み天ヶ瀬ダムを通過して淀川へと注がれており、下流地域の水源として利用されていることから、良質な水質を保全する必要があります。船舶利用にあたっては、鳳凰湖の水質等に悪影響を及ぼさないよう一部の利用を制限することとします。

4 船舶利用のルール等

鳳凰湖において安全で良好な船舶利用を実現するため、上記3(2)に示した基本方針に基づき、船舶利用者が守るべきルールやマナーを以下のとおり定めます。

(1) 利用できる範囲と時間

上記 2 に示したとおり、船舶利用ができる範囲は、鳳凰湖のうち大石川合流点より上流の区間(信楽川を除く)、利用可能時間は、日出から日没までと定められており、これを厳守します。

(2)動力付船舶の禁止

動力付船舶(施設管理上必要な利用や人命救助等、鳳凰湖管理者が認める利用は除く)については、以下の理由により、エンジン、電動に関わらず禁止とします。

① 安全利用

船舶利用ができる範囲は急峻な渓谷となっており、川幅は狭く水深が十分確保されていない箇所が見受けられます。このような箇所で動力付船舶が通航すると、事故発生のリスクが高いほか、船舶利用者間の利用調整が困難となることが懸念されます。

② 水質保全

鳳凰湖の水は下流地域の水源となっており、良質な水質を保全する必要がありますが、事故や故障等により水質汚染を招くおそれがあります。

(3) 利用の自主的な中止

次に示す場合は、船舶利用を自主的に中止します。

- ・大津市南部に気象警報(大雨・洪水・暴風)が発令されている場合、または悪天候(大雨・強風・雷・濃霧など)のため、船舶利用が危険と判断される場合
- ・瀬田川洗堰が放流量の変更を行っている場合
- ・天ヶ瀬ダムが予備放流*を実施している場合
- ・喜撰山発電所が揚水あるいは放水を行っている場合
- ・瀬田川洗堰が、300m3/sを超える放流を行っている場合
- ・瀬田川洗堰の放流量が300m3/s以下であっても、水流の状況に対し、利用者自らの操船技術や安全管理体制が不十分と判断される場合

(4) 利用にあたっての情報収集

鳳凰湖は、気象条件のほか、ダム等の操作や運用により、急激な水位変動や水流の変化が 生じることがあります。船舶利用にあたっては、気象条件やダム等の操作や運用の状況につ いて情報収集し、事前に上記(3)に該当しないことを確認します。

(情報収集先)

・川の防災情報:(https://www.river.go.jp/index)

· 彦根気象台 :(https://www.jma-net.go.jp/hikone/gyoumu/gyoumu.html0749-22-6141)

・天ヶ瀬ダム : (https://www.kkr.mlit.go.jp/yodoto/ 0774-22-2188)

・瀬田川洗堰 : (https://www.kkr.mlit.go.jp/biwako/index.php 077-546-0844)

(5) 安全管理とマナーの遵守

船舶利用は、自己責任のもと行うとともに、他の船舶利用者や船舶利用以外の利用者、近 隣住民の方々等に迷惑を掛けないことはもとより、誰もが気持ちよく利用できるよう、次の 利用マナーを厳守します。

① 安全の徹底

船舶利用時には救命胴衣(ライフジャケット)を必ず着用します。

喜撰山発電所が揚水・放水を行う場合や、瀬田川洗堰放流量を変更する場合には、警告放送が流れたり、巡視員が指示を行ったりします。警告放送や巡視員から指示があったときは、直ちに船舶利用を中止し、安全な場所に退避します。

② 自己責任の原則

船舶利用において発生した事故は、全て利用者の自己責任です。したがって事故処理に要する費用は、全て利用者自身の負担となります。利用者自身が、事故等を未然に防止できるよう万全の対策をとって利用します。

③ 迷惑行為の禁止

他の船舶利用者のほか、近隣住民や公園利用者、観光客、釣り人、漁業従事者の方々など への迷惑行為は一切禁止します。(例:騒音の発生、ゴミの投棄、迷惑駐車、漁業用具への いたずらなど)

④ 利用者間の協力

特定の団体による排他独占的な利用は禁止です。利用者が相互に協力して適切に利用することとします。特に大会を開催するなど、船舶の混雑が予想される場合は、事前に利用者間で連絡を取り、利用する範囲や時間について調整します。

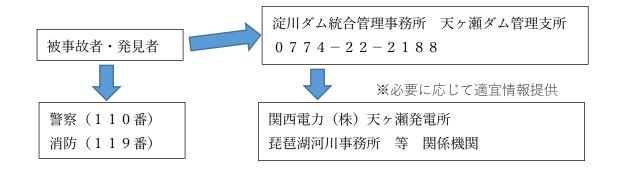
- ・ゆずりあって利用しましょう。
- ・ルールを守れていない利用者を見かけたら、積極的に声を掛け合いましょう。特に警告 放送や巡視員から指示があったときは、利用者間で声を掛け合い速やかに退避しましょう。

⑤ 環境の保全

気持ちよく湖面利用ができるよう、ゴミは持ち帰ってください。また定期的に開催される 清掃活動等に参加し、鳳凰湖の環境の保全に努めましょう。

⑥ 事故が発生した場合の対応

万一事故が発生した場合や、事故の発生を目撃した場合は、速やかに警察、消防に連絡するとともに、鳳凰湖の管理者である淀川ダム統合管理事務所天ヶ瀬ダム管理支所に連絡してください。



○策 定 令和2年9月29日

○運 用 開 始 令和2年12月27日